

6 福薬業発第 230 号
令和 6 年 9 月 2 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
常務理事 竹野 将行

後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養関連通知等について
（補足資料）

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、標記につきまして日本薬剤師会より別添のとおり連絡がありましたので
お知らせいたします。
ご多忙とは存じますが、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

記

○後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について
厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療
> 医療保険 > 後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について
URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html

以 上

事務連絡
令和6年8月30日

都道府県薬剤師会 担当事務局 御中

日本薬剤師会
業務部 医薬・保険課

後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養関連通知等について
（補足資料）

平素より本会会務にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養関連通知等につきましては、令和6年7月16日付け日薬業発第139号等にてお知らせしたところですが、今般、当該通知の別添2中の「特別の料金」の具体的計算例について補足資料を作成しました。

ご参考までにお送りさせていただきますので、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

（別添）

長期収載品に係る選定療養の計算例

（令和6年8月30日付け、日本薬剤師会作成）

（参考）

後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養関連通知等について
（令和6年7月16日付け日薬業発第139号）＜抄＞別添2中の別添1）

長期収載品に係る選定療養の計算例（院外処方の場合）①

<処方内容> ジスロマック錠250mg 1日1回（1回2錠） 3日分 ⇒ 【選定療養の対象】
 アセトアミノフェン錠300mg 1日1回（1回1錠） 3日分

※内服薬、服用時点が同一

品名	薬価	後発医薬品の最高価格	補足
ジスロマック錠250mg	158.9円	90.5円	対象医薬品リスト（厚労省公表）より
アセトアミノフェン錠300mg	6.0円	-	1錠6.0円の医薬品と仮定

A 「特別の料金」に係る費用

① 長期収載品と後発医薬品（最高価格）の価格差の4分の1

$$(158.9円 - 90.5円) \div 4 = \underline{17.10円}$$

② 投与量（日数）に応じた費用（※点数換算）

・内服薬薬剤料の所定単位（1剤1日分）

$$17.10円 \times 2錠 = 34.2円 = 3点$$

・投与日数（3日分） 3点 × 3日 = 9点

③ 「特別の料金」に係る費用（※課税対象、消費税10%）

$$9点 \times 10円（1点単価） \times (1 + 0.10) = \underline{99円}$$

B 選定療養を除く保険対象となる費用

① 保険外併用療養費の算出に用いる価格

$$158.9円 - 17.10円 = \underline{141.8円}$$

② 薬剤料（点数）

・内服薬薬剤料の所定単位（1剤1日分）

$$141.8円 \times 2錠 + 6.0円 \times 1錠 = 289.6円 = 29点$$

・投与日数（3日分） 29点 × 3日 = 87点

③ 選定療養を除く保険対象となる費用

$$87点 \times 10円（1点単価） = \underline{870円}$$

E 患者負担の総額

$$= A + C = A + B \times \text{一部負担割合} = 99円 + 870円 \times 0.3（※患者負担3割の場合。1円単位は四捨五入） = \underline{359円}$$

注）薬剤費に係る部分のみ。技術料などの費用の説明は省略している。

令和6年8月30日、日本薬剤師会作成

長期収載品に係る選定療養の計算例（院外処方の場合）②

<処方内容> アリセプト錠 5mg 1日1回（1回1錠） 14日分 ⇒ **【選定療養の対象】**
 フェキソフェナジン塩酸塩錠 60mg 1日2回（1回1錠） 14日分

※内服薬、
服用時点異なる



品名	薬価	後発医薬品の最高価格	補足
アリセプト錠 5mg	87.0 円	48.3 円	対象医薬品リスト（厚労省公表）より
フェキソフェナジン塩酸塩錠 60mg	28.7 円	-	1錠 28.7円の医薬品と仮定

A 「特別の料金」に係る費用

① 長期収載品と後発医薬品（最高価格）の価格差の4分の1

$$(87.0円 - 48.3円) \div 4 = 9.68 円$$

② 投与量（日数）に応じた費用（※点数換算）

・内服薬薬剤料の所定単位（1剤1日分）

$$9.68円 \times 1錠 = 9.68 円 = 1 点$$

・投与日数（14日分） 1点 × 14日 = 14 点

③ 「特別の料金」に係る費用（※課税対象、消費税10%）

$$14点 \times 10円（1点単価） \times (1 + 0.10) = 154 円$$

B 選定療養を除く保険対象となる費用

① 保険外併用療養費の算出に用いる価格

$$87.0円 - 9.68円 = 77.32 円$$

② 薬剤料（点数）

・内服薬薬剤料の所定単位（1剤1日分）

$$77.32円 \times 1錠 = 77.32円 = 8点、28.7円 \times 2錠 = 57.4円 = 6点$$

・投与日数（14日分） 8点 × 14日 + 6点 × 14日 = 196 点

③ 選定療養を除く保険対象となる費用

$$196点 \times 10円（1点単価） = 1,960 円$$

E 患者負担の総額

$$= A + C = A + B \times \text{一部負担割合} = 154円 + 1,960円 \times 0.3（※患者負担3割の場合。1円単位は四捨五入） = 744円$$

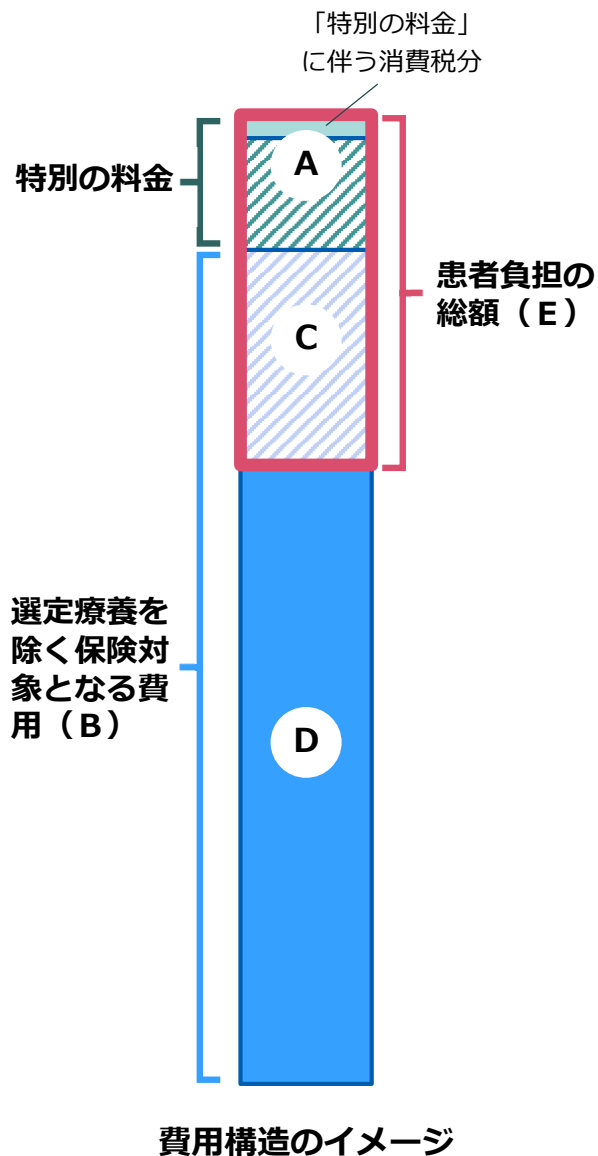
注）薬剤費に係る部分のみ。技術料などの費用の説明は省略している。

令和6年8月30日、日本薬剤師会作成

別添1 長期収載品の処方等又は調剤に係る選定療養における費用の計算方法（イメージ）

<厚生労働省のホームページで公開されている「厚労省マスタ」>

薬価規準収載 医薬品コード	品名	薬価	後発医薬品 最高価格	長期収載品と後発医薬品 の価格差の4分の1	保険外併用療養費の 算出に用いる価格
●●●●	●●	●●●	●●●	●●●● 【a】	●●●● 【b】



A 「特別の料金」に係る費用

- 【a】の値を用い、数量等に応じて算定告示に基づき点数（点）に換算する。
- 特別の料金に係る費用 A（円）は以下の算式で求める。
 - で求めた点数（点）×10（円/点）×（1+消費税率）

B 選定療養を除く保険対象となる費用（※ 当該長期収載品に係る分）

- 【b】の値を用い、数量等に応じて算定告示に基づき薬剤料（点）に換算する。
- 選定療養を除く保険対象となる費用 B（円）は以下の算式で求める。
 - で求めた薬剤料（点）×10（円/点）

D 保険外併用療養費

保険外併用療養費は以下の算式で求める。
 $B \times (1 - \text{自己負担率})$

C 患者自己負担

患者の自己負担額は以下の算式で求める。
 $B \times \text{自己負担率}$

患者負担の
総額（E）